

□平成 30 年度 事務事業評価(平成29年度実施事業事後評価)シート / 平成 31 年度 実施計画調書 ( □新規  拡充 □縮小 □休止・廃止 □現状維持 )

**1 事務事業の基本情報**  位置付けられている計画等で『その他の計画』が複数ある場合は、代表的なものを1つ記入してください。また、該当する根拠法令及び市条例等が複数ある場合、代表的なものを1~2個記入してください。

事務事業名	医療費助成事業	補助区分	<input type="checkbox"/> 国補 <input checked="" type="checkbox"/> 県補 <input type="checkbox"/> 市単	終期	<input type="checkbox"/> 決まっている (平成 年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 決まっていない	予算科目	区分	一般会計	款	3	項	1	目	6	事業	2
担当部	保健福祉部	担当課	健康保険課	担当係	医療福祉係	係	作成者	浜野良子	内線(電話番号)	1250	シート作成日	H30.10.22	部長決裁日	H30.10.22		
位置付けられている計画等	<input checked="" type="checkbox"/> じょうそう未来創生プラン前期基本計画 <input type="checkbox"/> 市長マニフェスト「常総創生への道しるべ」 <input type="checkbox"/> 常総市復興計画 <input type="checkbox"/> 市民等からの要望 <input type="checkbox"/> 常総市まち・ひと・しごと創生総合戦略 <input type="checkbox"/> その他の計画 (名称 : )															
	根拠法令及び市条例等 <input type="checkbox"/> 国の定める法律 (名称 : ) <input checked="" type="checkbox"/> 国・県からの通達等 (名称 : 医療福祉対策要綱、医療福祉実施要綱、茨城県医療福祉費等補助金交付要項) <input checked="" type="checkbox"/> 市の条令・要綱・規則等 (名称 : 常総市医療福祉費支給に関する条例・施行規則、すくすく医療費支給に関する条例・施行規則)															

**2 事務事業の目的**  当該事業を実施することで、①「望ましい状態」とはどのような状態か? → ②一方で、「現状や課題」はどうか? → ③そのためには何をすべきか? という過程で考えていただいても結構です。

現状課題	茨城県医療福祉費支給(マル福)制度、常総市すくすく医療費支給制度の推進のため、所得判定をし、受給者証の作成交付をし、医療機関窓口での医療扶助費の現物払い(精算払い)を実施している。制度改正により受給者数が年々増えている。それに伴い、費用負担も年々増額してきている。平成31年4月から障害マル福の認定要件の拡充により、精神保健手帳1級取得者への受給者証の交付が決定される。新たに障害マル福の費用負担が(概算32,000千円)さらに増えていく見込みである。	誰・何を対象に	市条例で決められた対象の人(条件にあった人)	望ましい状態	他の公費助成(自立支援医療)との併用を周知し、対象の市民が、適切な時に、適切な医療扶助がうけられる状態。
どのような方法・手順で	受給者証の提示により、医療費の扶助を医療機関窓口にて行う。				

**3 事務事業の主たる成果指標**  数値目標(定量)の設定が困難な場合は、文言目標(定性)でも結構です。なお、指標名・目標値とも設定が困難な事業は空欄でも結構ですが、この場合、設定できない理由を分かりやすく・具体的に記入してください。

指標名	単位	目標値	目標年次	平成	年度	指標及び目標値設定の考え方(又は指標・目標値を設定できない場合の理由)
						医療扶助費のため、医療費本体が自然に増減することに増減する。目標値設定はそぐわないものと考えられる。

**4 事務事業の実績 ①**  当該事業の予算を使って、『どのような業務をどの程度実施したか。』を記入してください。なお、業務が12個以上ある場合、代表的なものを最大12個記入してください。

年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度				
	業務名	活動量	業務名	活動量	業務名	活動量			
事務事業を構成する主な業務	① 扶助費各個人への償還払い	毎月	① 扶助費各個人への償還払い	毎月	① 扶助費各個人への償還払い	毎月			
	② 国保連、社会保険診療報酬支払基金、各柔接骨院への支払業務	毎月	② 国保連、社会保険診療報酬支払基金、各柔接骨院への支払業務	毎月	② 国保連、社会保険診療報酬支払基金、各柔接骨院への支払業務	毎月			
	③ 返納金請求事務	随時	③ 返納金請求事務	随時	③ 返納金請求事務	随時			
	④ 過誤審査業務【資格チェック】	毎月	④ 過誤審査業務【資格チェック】	毎月	④ 過誤審査業務【資格チェック】	毎月			
	⑤ 柔整のレセプトチェック	毎月	⑤ 柔整のレセプトチェック	毎月	⑤ 柔整のレセプトチェック	毎月			
	⑥ 国保後期の高額・介護合算療養費の振替事務	毎月	⑥ 国保後期の高額振替	毎月	⑥ 国保後期の高額振替	毎月			
	⑦ 月報事務	毎月	⑦ 月報事務	毎月	⑦ 月報事務	毎月			
	⑧ 出生、転入、転居、保険異動による受給者証交付事務	随時	⑧ 出生、転入、転居、保険異動による受給者証交付事務	随時	⑧ 出生、転入、転居、保険異動による受給者証交付事務	随時			
	⑨ 毎月小児への受給者証更新事務(誕生月毎に処理交付)	毎月	⑨ 毎月小児への受給者証更新事務(誕生月毎に処理交付)	毎月	⑨ 毎月小児への受給者証更新事務(誕生月毎に処理交付)	毎月			
	⑩ 毎年7月、障害・ひとり親への受給者証更新事務	年1回	⑩ 毎年7月、障害・ひとり親への受給者証更新事務	年1回	⑩ 毎年7月、障害・ひとり親への受給者証更新事務	年1回			
	⑪		⑪		⑪				
目標値に対する実績値			目標値に対する実績値			目標値に対する実績値			
決算額	計	448,684,952 円	内訳	特定財源	179,626,245 円	一般財源	269,058,707 円		
				計	453,330,217 円	内訳	特定財源	179,414,945 円	一般財源
		(住民一人あたりの行政コスト)	7,255 円		(住民一人あたりの行政コスト)	7,455 円		(住民一人あたりの行政コスト)	7,738 円

**5 担当者評価 ②**  実施したことによる成果や問題点を記入してください。

成果	成果内容
問題点	

**6 担当部長及び担当課長評価 ③**  担当部長・課長で協議のうえ、評価してください。

事務事業の方向性

拡充  現行どおり  縮小  休止・廃止

評価理由

**7 実施計画 ④**  今後3年間の事業内容について、どのようなことを実施していくつもりなのか、具体的に記入してください。なお、予算額の「歳出の計」と「歳入の計」は一致させてください。

年度	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
事業内容	○扶助費各個人への償還払い		○扶助費各個人への償還払い		○扶助費各個人への償還払い	
	○国保連、社会保険診療報酬支払基金、各柔接骨院への支払業務		○国保連、社会保険診療報酬支払基金、各柔接骨院への支払業務		○国保連、社会保険診療報酬支払基金、各柔接骨院への支払業務	
	○返納金請求事務		○返納金請求事務		○返納金請求事務	
	○過誤審査業務【資格チェック】		○過誤審査業務【資格チェック】		○過誤審査業務【資格チェック】	
事業内容	○柔整のレセプトチェック		○柔整のレセプトチェック		○柔整のレセプトチェック	
	○国保後期の高額振替		○国保後期の高額振替		○国保後期の高額振替	
	○月報事務		○月報事務		○月報事務	
	○毎月小児への受給者証更新事務(誕生月毎に処理交付)		○毎月小児への受給者証更新事務(誕生月毎に処理交付)		○毎月小児への受給者証更新事務(誕生月毎に処理交付)	
事業内容	○出生、転入、転居、保険異動による受給者証交付事務		○出生、転入、転居、保険異動による受給者証交付事務		○出生、転入、転居、保険異動による受給者証交付事務	
	○毎年7月、障害・ひとり親への受給者証更新事務		○毎年7月、障害・ひとり親への受給者証更新事務		○毎年7月、障害・ひとり親への受給者証更新事務	
	○精神保健手帳1級取得者マル福交付事務		○精神保健手帳1級取得者マル福交付事務		○精神保健手帳1級取得者マル福交付事務	
予算額	歳出	計	464,400 千円	歳出	計	496,400 千円
	歳入	特定財源	251,900 千円	特定財源	267,900 千円	
		一般財源	212,500 千円	一般財源	228,500 千円	
		計	464,400 千円	計	496,400 千円	

**8 財務アドバイザーの見解**

**9 行政改革懇談会(市民)の意見**

**10 最終評価(行政改革推進本部) ⑤**

事務事業の方向性

拡充  現行どおり  縮小  休止・廃止

評価理由

**11 事務事業の改善理由 ⑥**  実施計画のみ作成する場合の拡充・縮小・休止・廃止部分もこの欄に記入してください。

事業内容

平成31年4月から県制度の改正(障害マル福の認定要件の拡充)があり、精神保健手帳1級取得者も対象となる。そのため新たな受給者が増加し、それに伴い扶助費の支出額も大幅に増える見込みである。(一般的に精神の疾病の医療費は、一人当たりの単価が高い傾向がある。)